

大分県高齢者福祉課

平成26年2月22日発行

O I T A かいごだより



【目次】

- 訪問系サービスの同一建物減算
- 事業所評価加算（通所系介護予防）
- 通所系サービスの事業所規模確認
- サービス提供体制強化加算の算定要件
- 「あなたの街の感染症情報」の活用

●訪問系サービスの同一建物減算

平成24年度の介護報酬改定で、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション（対応する介護予防サービスを含む）について「**同一建物減算**」が設けられています。

3月は、翌年度（平成26年度）の減算の有無を確認する時期です。

有料老人ホーム等と同一建物に訪問系サービスを有する事業所は下記をご確認ください。

【訪問系サービスの同一建物減算減算の内容】

⇒ 所定単位数×90/100

【減算対象となる要件】

訪問介護等のサービス事業所と**同一建物に居住するサービス利用者の数（前年度1月当たり）**が**30人以上**の事業所であること

【留意点】

○同一の建物の種別

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を指す。

○同一の建物の定義

サービス事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指す（具体的には、サービス事業所と渡り廊下で繋がっている場合が該当し、同一敷地内の別棟の建築物や、道路を挟んで隣接する場合は、同一の建物に該当しない）。

○前年度1月あたりの実利用者の計算方法

前年度（平成25年度）の4月から2月までの各月の実利用者の実人数合計÷サービス提供月数（端数切捨）

※各月の実利用者は、月末にサービス事業所と同一の建物に居住しており、かつ、当月に当該サービスを提供した者に限る。

○年度途中で事業所を開始した場合

前年度3月以降（平成26年3月以降）に事業所を開始した場合は、本年度（平成26年度）の減算の適用はないが、前年度（平成25年度）の4月から2月までの実績が1月以上ある場合は、上記計算方法により、減算の適否を確認する必要がある。

○対応する介護予防サービス利用者の取扱い

減算対象サービスに対応する介護予防サービスを一体的に運営している場合、介護予防サービス事業所の利用者を含めて計算すること

【参考ホームページ】厚生労働省のホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/housyu/kaitei.html>

※以下を参照ください。

- ・ 1. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- ・ 1. 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

【参考告示】

厚生労働大臣が定める施設基準（厚労省告示第 97 号 H24.3.13 改正）

【お問い合わせ先】

大分県高齢者福祉課 介護サービス事業班 訪問介護担当（TEL:097-506-2684）

●事業所評価加算の適合事業所について

介護予防通所介護及び介護予防通所リハビリテーションにおける事業所評価加算について、適合事業所を決定しました。

詳細は下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】事業所評価加算の適合事業所について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/25jigyousyo-hyouka-kasan.html>

【お問い合わせ先】

大分県高齢者福祉課 介護サービス事業班 通所介護担当（TEL:097-506-2684、2686）

●通所系サービスの事業所規模の区分確認

通所介護事業所・通所リハビリテーション事業所（以下「通所系サービス事業所」という。）は、前年度の利用者数の実績により事業所の規模が決定されます。

※前年度の実績が6月に満たない場合、前年度から定員を概ね25%以上変更する場合を除く。

このため、通所系サービス事業所は毎年2月末までの利用者数の実績確定後、**事業所の規模を「通所事業所規模確認書（別紙18）」により確認し、この書類を事業所で保管しておかなければなりません。**

通所系サービス事業所におかれましては、平成26年4月からの事業所規模の決定のため、**平成25年4月から平成26年2月までの状況を必ず確認し、事業所規模が変更となる場合は平成26年3月14日（金）までに**所定の様式を提出してください。

確認様式等は下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】事業所規模による区分の確認について

<http://www.pref.oita.jp/site/144/zigyousyokibo.html>

【お問い合わせ先】

大分県高齢者福祉課 介護サービス事業班 通所介護担当（TEL:097-506-2684、2686）

●サービス提供体制強化加算の算定要件

平成25年度の実績（4月から2月まで）が6月以上の実績がある事業所で平成26年度も引き続き当該加算を算定する事業所の職員の割合の算出においては、**常勤換算方法により算出した平成25年度（4月から2月まで）の平均**を用います。つきましては、**平成25年度の実績を確認し、算定要件を満たしていない場合には、直ちに加算の取り下げの届出を行ってください。**

また、平成25年度の実績が6月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用い、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。

届出様式等は以下のホームページ（サービス別）をご確認ください。

【ホームページ】介護保険法に基づく事業所、施設の指定・許可・更新・届出手続きについて

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kyokasinsei.html>

【お問い合わせ先】

大分県高齢者福祉課 介護サービス事業班（サービス別地区別担当制度）

TEL:097-506-2684、2685、2686

●「あなたの街の感染症情報」の活用

インフルエンザなどの感染症が発生しやすい時期に入りました。

下記のホームページには、地域ごと・週毎の感染症情報が掲載されています。

お住まいの地域の情報を適宜入手し、お役立てください。

【ホームページ】あなたの街の感染症情報（大分県健康対策課）

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12200/kansen.html>